



体験レポート

気持ち良い秋晴れのもと田園風景の旅に出かけました。このコース、ほとんど平地が無くアップダウンの連続。といっても難易度の高い登りは少なく、景色と走りの変化が楽しめるお気に入りのコースです。丘陵地帯に広がる田畑の変化に富んだ

パッチワークの美しさは見事!コースは栗沢の中心部を右折すると早速最初の坂に。まだ足に余裕があるので軽快に頂上を超えました。この瞬間広がるのが茂世丑地区の田畑と、その向こうの山々の紅葉が色鮮やかな風景画のように見事!そのまま道30号を越えT字を右折すると再び絶景!断続的にアップダウンを繰り返す丘陵地帯に広がる田畑の変化に富んだ

ていく景色、漕がずに進む気持ちのいい下り、この繰り返しの思わず「サイクリング最高!」と叫んでしまいそうです。その後、時折車通りの多い箇所もありますが市街地をほとんど通らない、山と畑の連続でコースはゴールへ。途中補給所がほとんどないので水分と食料の携行は忘れなく、それさえあれば最高にご機嫌なサイクリングが堪能できるコースです。

みどころ情報

① 岩見沢市栗沢スポーツ公園

■所在地:岩見沢市栗沢町最上506-1
 ■お問合せ先:0126-45-4600
 ■豊かな自然の中にオープンした「ふるさとの見える丘」。旧栗沢町開基100年を記念する展望台や姉妹都市アメリカ合衆国オレゴン州キャンビー市との友好広場、多目的広場、それに野球場や体育館、プール、パークゴルフ場、テニスコートなどの大型施設を配し、隣接するゴルフ場など一大スポーツレジャーゾーンとなっています。



② 栗沢ふるさとの森 冒険ランド

■所在地:岩見沢市栗沢町最上
 ■お問合せ先:0126-45-4868
 ■開園期間:5/1~10/31
 ■営業時間:8:00~16:45
 ■入場料:無料
 ■「ふるさとの森」は、キャンプ場や展望台などが整備された広大な公園です。なかでも「冒険ランド」には、子供達に大人気のお宝船や恐竜、ローラースライダー、風車などユニークな木製遊具がズラリ、あずまやにはバーベキューテーブルもあり、家族連れが終日楽しめます。



③ 天然温泉くりやま ホテルパラダイスヒルズ

■所在地:夕張郡栗山町字湯地91
 ■お問合せ先:0123-72-1123
 ■営業時間:日曜日入浴 7:00~22:00
 ■休業日:年中無休
 ■入浴料:大人550円 小人250円
 ■天然温泉、パークゴルフ、旬の食材を使った料理が楽しめるホテル。温泉の泉質は保水性に富んだ肌にやさしい弱塩泉で、大浴場のほか露天風呂やサウナなどが楽しめます。神経痛・関節痛などに効果あり。



④ 雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス

■所在地:夕張郡栗山町字雨煙別1-4
 ■お問合せ先:0123-72-1696
 ■営業時間:9:00~18:00
 12月~3月 9:00~17:00
 ■休業日:火曜日、年末年始
 ■雨煙別小学校跡を、環境教育などを行う宿泊可能な施設として再生。自然環境の中で自然環境教育プログラムを展開し、次世代を担う青少年の育成を目的としています。プログラム利用は随時1名より、宿泊については、10名以上の団体での予約制となっています。



フットパス <http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/soracchi/shimachi/iwamizawa/iwamizawa.htm#b026>

フットパス <http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/soracchi/shimachi/kuriyama/kuriyama.htm#p026>

そらいち アプリを旅のパートナーに!

「そらいちアプリ」は北海道空知総合振興局が制作したスマートフォン用アプリです。「そらいち」は、北海道ならではの大自然に加え、炭鉱をはじめとするさまざまな産業遺産や、地域がはぐくんだワインや食、アートなど魅力がいっぱいの地域です。「そらいちアプリ」では、そんな「そらいち」にあるたくさんの「魅力スポット」を紹介しています。ぜひ「そらいち」の「いちばん」を探しに来てください。



↓QRコードはこちら



<http://soraichi.jp/>

ポイントメモ 自転車のルールと罰則

自転車は道路交通法上では軽車両という分類に入ります。公道を走る上では道路交通法が適用され、自動車と同じく様々なルールがあり、罰則もあります。

●二人乗りをしない

二人乗りは不安定でブレーキの制動距離も伸びるので、非常に危険。
 罰則 2万円以下の罰金または料科 (道交法第57条)

●並走をしない

他の自転車との並走は自転車専用道路以外は禁止です。歩道では、歩行者の通行の妨げに、車道では、車との距離が近づき、非常に危険。
 罰則 2万円以下の罰金または料科 (道交法第19条)



●片手運転をしない

片手運転は不安定で、ブレーキなどの操作ミスの原因となり、非常に危険。
 罰則 5万円以下の罰金 (道交法第71条)

●夜間の無灯火運転をしない

無灯火運転は歩行者やドライバーからの視認性がかなり悪く、非常に危険。
 罰則 5万円以下の罰金 (道交法第52条)

●一時停止を無視しない

自転車も車両ですので、一時停止・一方通行・進入禁止などの道路標識を守らなければなりません。道路標識に従わない走行は、交通を乱し非常に危険。
 罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金 (道交法第43条)

●飲酒運転をしない

自転車も自動車と同じく、酒酔い運転は禁止されており、厳しい罰則があります。酔っていると、正常な判断もできず、走行も不安定になり非常に危険。
 罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金 (道交法第65条)

